

総合評価落札方式における履行確保措置の強化について

令和6年5月30日

総合評価落札方式における低入札価格調査の対象となる入札について、次のとおり改正しますのでお知らせします。

1 改正内容

総合評価落札方式において、低入札価格調査の対象となる金額で入札した者と契約を締結する場合に、履行確保措置として特約事項を追加します。

特約事項

- ① 契約保証額を、請負代金額の「1割以上」から「3割以上」に増額する。
- ② 契約解除等に伴う違約金の額を、請負代金額の「1割」から「3割」に増額する。
- ③ 監理技術者は専任とし、監理技術者補佐を専任配置することで認められる他工事との兼任（建設業法第26条第3項ただし書き）を認めない。

2 改正時期

令和6年6月1日以降に入札公告する工事から適用します。

倉敷市総務局総務部契約課（工事契約担当）
電話 086-426-3171 FAX 086-426-4234